

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（960））
2. 日 時：平成30年5月18日 10時00分～12時05分
13時30分～19時00分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、津金主任安全審査官、正岡主任安全審査官、照井安全審査官、
関根技術研究調査官、宇田川原子力規制専門職、堀野技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他29名

北海道電力株式会社：泊発電所 機械保修課 担当

東北電力株式会社：原子力部(原子力設備) 担当 他6名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 課長 他8名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他4名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム 主任 他5名

中国電力株式会社：電源事業本部（電気設計）担当 他5名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他6名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、4月27日、5月15日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち、可搬型重大事故等対処設備のうちボンベ設備の耐震性についての計算書、原子炉格納施設の設計条件に関する説明書、使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書、要目表及び基本方針等について説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【可搬型重大事故等対処設備の耐震性に関する説明書】

- 可搬型重大事故等対処設備保管場所の床応答曲線について、拡幅に対する考え方を整理して提示すること。
- その他設備の加振試験における加振台の床応答曲線に包絡させている設計用床応答曲線について、前回も指摘したが、機器・配管系の耐震設計の基本方針で示された1.5倍した床応答曲線ではなく、材料物性のばらつきを考慮した1.5倍しない設計用床応答曲線を適用できる根拠と設計用床応答曲線の作成の基本方針との整合性を含めて整理して提示すること。
- その他設備の加振試験における加振台の床応答曲線について、設備毎に加振試験で計測される加振台の床応答曲線が異なるとしているが、その根拠を明らかにした上で、すべての設備で設計用床応答曲線が加振台の床応答曲線に包絡されていることを整理して提示すること。
- 実際の保管場所の環境条件に関して、路面状況を考慮しても設定した離隔距離に影響を与えないとしている根拠と妥当性について整理して提示すること。

- 波及的影響評価に関連する不確かさ要因に関して、未適用の保守性要因のうちFRS拡幅について、FRS拡幅と最大応答加速度を1.2倍することの関係について整理して記載ぶりを検討すること。

【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書関係】

＜動荷重関係＞

- 重大事故等時においてもサプレッションプールで安定的に凝縮されることを説明すると。
- 重大事故等時に発生する荷重が設計基準事故時に発生する荷重に包絡されることを定量的に説明すると。

＜排水機能確認試験関係＞

- 排水機能確認試験において、スワンネックカバーの圧損への影響を説明すること。
- 試験で得られた圧損係数を実機ではどのように補正して用いるのか、考え方を説明すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書のうち設計基準事故時及び重大事故等時の動荷重について
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 耐震性に関する説明書のうち補足-340-3【可搬型重大事故等対処設備の耐震性に関する説明書に関する補足説明資料】
- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 工事計画審査資料 計測制御系統施設のうち発電用原子炉の運転を管理するための制御装置（本文）